

○建築基準法施行令第三十二条第一項表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法

(昭和四十四年七月三日)

(建設省告示第三千百八十四号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項表中の規定に基づき、処理対象人員の算定方法を次のように定める。

処理対象人員の算定方式は、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽^しの処理対象人員算定基準(JISA三三〇二)」に定めるところによるものとする。

附 則

昭和四十四年建設省告示第千七百二十七号は、廃止する。